

無料低額診療事業のお知らせ

□ 無料低額診療事業とは

当院は、社会福祉法第2条3項に基づく社会福祉法人の医療機関です。社会福祉法人の医療機関は、経済的にお困りの方が必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、診療費の自己負担軽減を事業として実施すること、とされています。この事業を「無料低額診療事業」といいます。

□ お問い合わせ

お問い合わせ、ご相談は

済生会有田病院 医療相談課 までお気軽にご相談ください。

TEL 0737-63-5644(代表) 医療相談員まで
月曜日～金曜日 8:30～17:30

【場所】 東館 1階 地域医療福祉部 内